みえの工業用水道

三重県企業庁

Mie Prefecture Public Utilities Agency

三重県の工業用水道事業

三重県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水代替用水確保の必要性から、昭和３１年に四日市工業用水道の給水を開始しました。

以来、北伊勢工業用水道、松阪工業用水道、中伊勢工業用水道と、給水能力及び区域の拡張を重ねてきました。

現在、県域全体で１日あたり911,500㎥の給水能力を有しています。

日々、県内の工場に工業用水を安定的に供給し、産業の発展や県土の保全に寄与しています。

四日市臨海部

千本松原取水所

沢地浄水場

新屋敷取水所

高茶屋配水池

北伊勢工業用水道
事業概要図

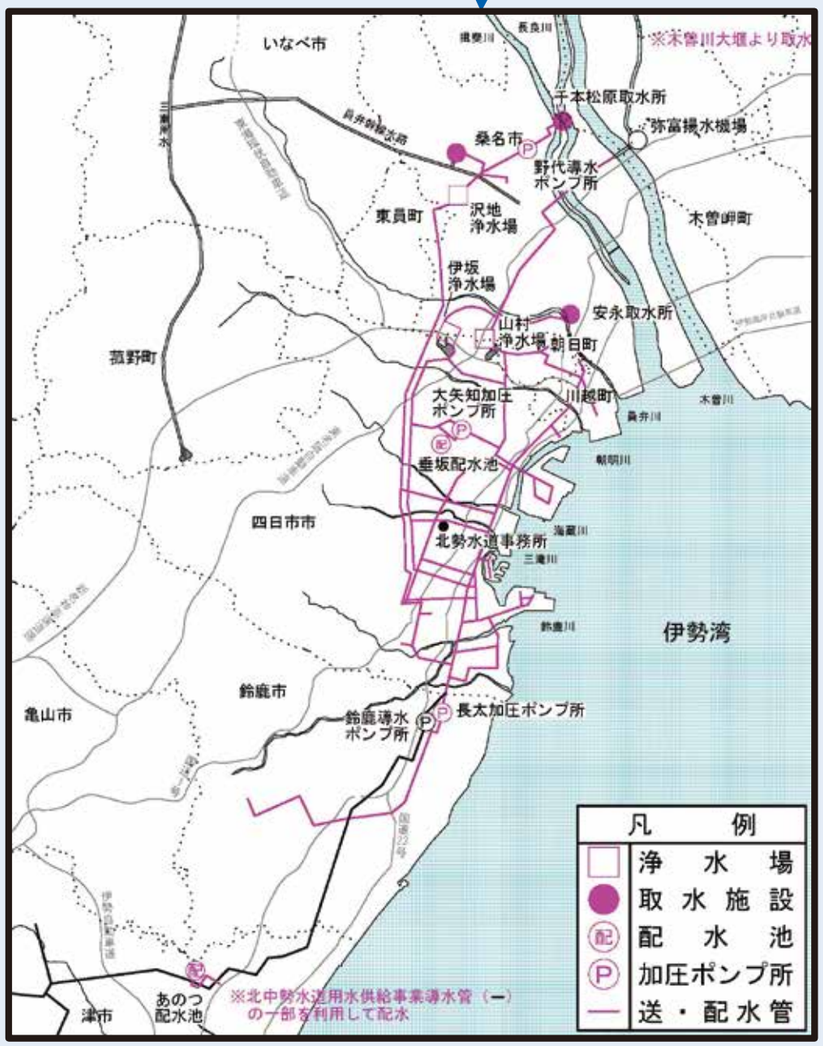

中伊勢・松阪工業用水道
事業概要図

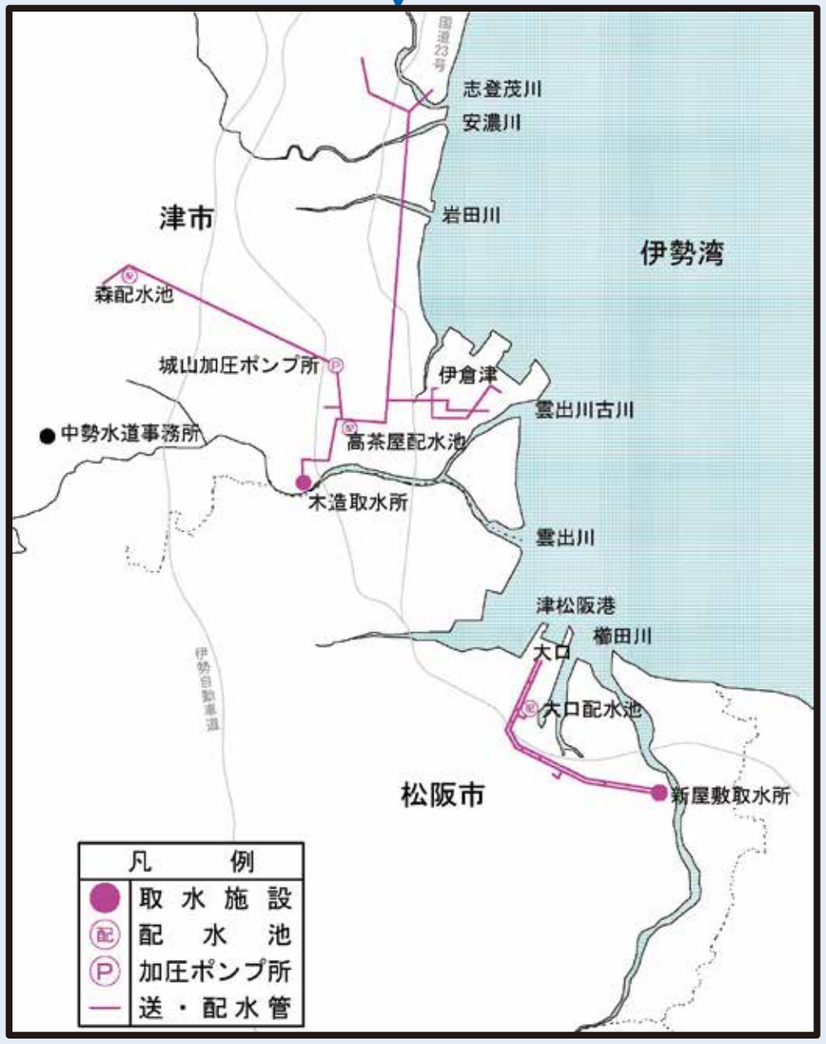

各事業の概要

企業庁
マスコットキャラクター
「みずたまくん」

北伊勢工業用水道事業

山村浄水場

四日市市を中心とする北勢地域の臨海部は、古くから紡績を主とする工場が立地し、昭和３０年代頃からは石油化学コンビナートが形成され、全国でも有数の工業地域に発展してきました。

工業の発展に伴い、工業用水の需要は急増し、県では昭和２９年に四日市工業用水道の建設に着手し､昭和３１年４月から給水を開始しました。

その後、北伊勢工業用水道第１期事業から第４期事業に至るまで増設を重ね、現在の給水能力は１日あたり840,000㎥を有しています。

鈴鹿川第２水管橋

山村ダム

伊坂ダム

（令和８年６月１日現在）

事業名	給水区域	給水工場数	水　源	給水能力 (㎥/日)	契約水量 (㎥/日)	基本料金 (円/㎥)	使用料金 (円/㎥)	超過料金 (円/㎥)
北伊勢工業 用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	71社 81工場	長良川 三重用水 <沢地> 員弁川 <伊坂> 木曽川総合用水 (岩屋ダム) <山村>	(1,000,000) 840,000	706,140	16.8	6.0	45.6

（注）給水能力の（　）は全体計画量を示します

中伊勢工業用水道事業

木造取水所

津市を中心とする中勢地域の臨海部は、戦前から繊維工業を中心に発展してきましたが、戦後は南部の丘陵地帯にも工場が立地し、人口も年々増加してきました。

従来から工業用水の水源として地下水や上水道を使用していましたが、地下水については水質が悪化する傾向にあり、上水道についても人口の増加や生活様式の変化などにより水不足が生じてきました。

そこで、昭和４４年から雲出川上流の君ヶ野ダムを水源とする工業用水道の建設に着手し、昭和４６年５月から給水を開始しました。現在の給水能力は１日あたり33,000㎥を有しています。

（令和８年６月１日現在）

事業名	給水区域	給水工場数	水　源	給水能力 (㎥/日)	契約水量 (㎥/日)	基本料金 (円/㎥)	使用料金 (円/㎥)	超過料金 (円/㎥)
中伊勢工業 用水道事業	津市	18社 20工場	雲出川 (君ケ野ダム)	(50,000) 33,000	17,600	27.4	2.0	58.8

（注）給水能力の（　）は全体計画量を示します

松阪工業用水道事業

大口配水池

松阪市の臨海部は、国道などの陸上交通網や松阪港の整備が進められ、昭和３０年代から活発に工場の立地が進み、工業用水の需要も増えてきました。

そこで、昭和３６年に櫛田川を水源とする工業用水道の建設に着手し、昭和３８年１０月から１日あたり14,000㎥の給水を開始しました。

その後、新しい工場の進出等により水需要が増加したため、３回の増設を重ね、現在の給水能力は１日あたり38,500 ㎥を有しています。

（令和８年６月１日現在）

事業名	給水区域	給水工場数	水　源	給水能力 (㎥/日)	契約水量 (㎥/日)	基本料金 (円/㎥)	使用料金 (円/㎥)	超過料金 (円/㎥)
松阪工業 用水道事業	松阪市	7社 7工場	櫛田川	(38,500) 38,500	38,500	18.5	2.1	41.2

（注）給水能力の（　）は全体計画量を示します

企業庁の取り組み

日常管理

三重県企業庁では、施設の整備や水質管理など、品質に影響する全ての業務において記録の管理を徹底して行っています。また、施設の故障時には適切な対処を行ったうえで、再発防止や予防処置に取り組んでいます。

浄水場では、いつでも工業用水を安定してお届けするため、２４時間体制で運転管理を行っています。また、遠隔操作による集中監視制御など、業務の効率化に努めています。

運転管理業務

薬品注入設備の定期点検

環境保全

工業用水を工場に供給することにより、地下水の汲み上げを抑制し、地盤沈下の防止に重要な役割を担っています。

また、浄水場で発生する浄水汚泥を園芸土や埋め戻し材とすることで、資源の有効利用を図り、環境保全に努めています。

浄水汚泥

地域貢献

伊坂ダム、山村ダムの周辺施設を地域住民の憩いの場として開放しています。

また、市町の地域防災に寄与するため、工業用水道管に消火栓を設置し、消火活動に役立てています。

伊坂・山村サイクリングコース

水質管理

取水所や浄水場では、水質監視装置により２４時間体制で水質を監視し、良質な工業用水の供給に努めています。

また、定期的な水源の水質検査を実施するだけでなく、浄水場では大雨等により原水水質の大きな変化が見込まれる場合には臨時検査等を行い、その結果を浄水処理に反映することで安定した水質の確保につなげています。

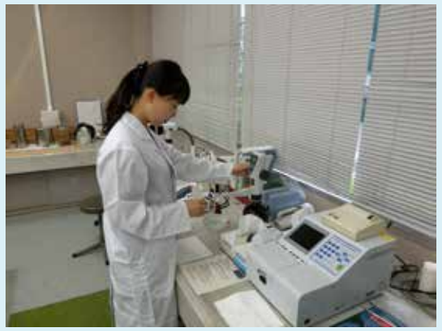

水質分析による確認

漏水復旧

道路等に埋設されている工業用水道管は、土壌特性による腐食や地中の迷走電流による電食等により損傷し、漏水することがあります。

漏水は、大切な水を無駄にするばかりでなく、道路陥没等の二次災害を引き起こす原因にもなりかねません。

このため、ユーザーへの影響（給水障害の防止）も考慮しながら、できる限り迅速で的確な復旧作業を行っています。

夜間の漏水復旧作業

施設改良

工業用水を安定して供給するため、老朽化対策や耐震化を目的とした施設改良を実施しています。

老朽化対策では、主に北伊勢工業用水道で使用されてきたＰＣ管（コンクリート管の一種）の更生工事（ＰＩＰ工法※）や、電気設備の取替工事等を実施しています。

耐震化では、水管橋や主要施設の耐震補強工事を実施しています。

今後も計画的な施設改良を行うことで、強靭な工業用水道の構築を目指します。

※ＰＩＰ工法…既設管の中に薄厚の鋼管を挿入する工法で、既設管を撤去する必要がないことから低コストで管の更生を行うことができます。

伊坂浄水場（耐震化後）

管更生工事（ＰＩＰ工法）

受水の手引き

料金のしくみ

三重県企業庁の工業用水道事業の料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。
基本料金は、基本使用水量(契約水量)にその月の日数を乗じて得た水量に対し、基本料金単価(円 / ㎥)を乗じて得た額です。
使用料金は、使用水量（基本使用水量から休止水量を減じて得た水量）にその月の日数を乗じて得た水量に対し、使用料金単価（円/㎥）を乗じて得た額です。
季節的に使用水量が少ない時期は、休止水量を申込むことにより使用料金を抑えることができます。（１年を５月～７月、８月～10月、11月～翌年１月、２～４月の４期間に分け、それぞれの期間について休止水量を申込むことが可能です。）
なお、使用水量を超えて受水された場合には、超過した水量に対して別途超過料金を徴収しています。

料金単価表（令和８年６月1日現在）

(税抜)

	基本料金（円/㎥）	使用料金（円/㎥）	超過料金（円/㎥）
北伊勢工業用水道	16.8	6.0	45.6
中伊勢工業用水道	27.4	2.0	58.8
松阪工業用水道	18.5	2.1	41.2

中伊勢工業用水道の一部（ニューファクトリーひさい工業団地向け）では、加圧費用に掛かる負担金（7.0円/㎥に使用水量を乗じた金額）が別途必要です。

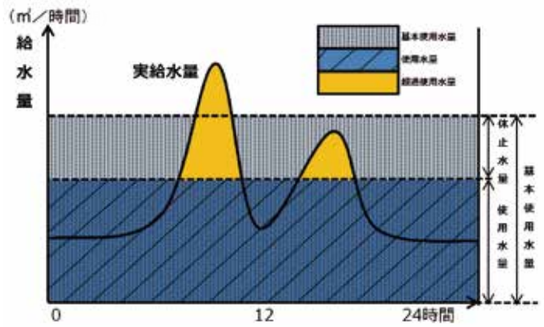

使用水量（基本使用水量－休止水量）を超えて受水した場合は超過料金が発生しますので、休止水量を申請される場合は、対象期間内での最大使用水量を考慮した水量とされることをお勧めします。

料金の計算例

«計算条件»
・北伊勢工業用水道事業からの給水
・月の日数　31　（日）
・基本使用水量　1,500（㎥/日）
・使用水量　1,200（㎥/日）
・超過使用水量　100（㎥/月）

①基本料金：1,500×31×16.8 ＝ 781,200
②使用料金：1,200×31×6.0 ＝ 223,200
③超過料金：100×45.6 ＝ 4,560
④減免額※： 0
※三重県工業用水道条例に基づきやむを得ず給水を制限・停止した際に、料金（使用料金相当分）を減額するものです。

工業用水道料金 ＝（①基本料金＋②使用料金＋③超過料金－④減免額）×（１＋消費税及び地方消費税）
＝（781,200＋223,200＋4,560－0）×1.10
＝ 1,109,856円/月

※消費税及び地方消費税は令和８年６月現在の率（１０%）としています。

水質・水圧

工業用水道の給水水質については、法令上の基準が無いことから三重県では独自に供給の目安となる水質標準値を定め、水質に応じた浄水処理を行っています。受水検討にあたり、サンプル水を提供できますのでご相談ください。なお、水質標準値については、給水水質を保証するものではありません。
給水水圧については、工場給水地点における最低保障水圧として0.05MPa以上の水圧を確保することとしています。

水質実績表（令和７年度平均）

検査項目	三重県の標準値	北伊勢工業用水道			中伊勢工業用水道	松阪工業用水道
		沢地浄水場	伊坂浄水場	山村浄水場		
水温	—	16.9	15.6	17.1	18.0	18.1
濁度	10度以下	1.8	1.8	1.4	0.1未満	0.1未満
ｐH	6.5以上8.0以下	7.4	7.4	7.3	7.0	7.2
酸消費量（アルカリ度）	75ｍｇ/ℓ以下	29.2	21.6	19.0	41.8	37.4
全硬度	120ｍｇ/ℓ以下	34	27	23	50	42
全部蒸発残留物	250ｍｇ/ℓ以下	62	65	60	115	69
塩化物イオン	20ｍｇ/ℓ以下	4.8	3.7	3.6	8.1	4.9
鉄	0.3ｍｇ/ℓ以下	0.09	0.06	0.05	0.04	0.03未満
マンガン	0.2ｍｇ/ℓ以下	0.010	0.009	0.005未満	0.100	0.005未満

※中伊勢、松阪工業用水道については、河川の伏流水などを取水しているため、浄水処理を行っておりません。
※過去の水質検査結果はこちらから確認できます。https://www.pref.mie.lg.jp/SUISHITU/HP/000067607_00005.htm

給水開始までの流れ

工業用水の給水開始までの手続きは次のとおりです。

①工業用水の給水についての相談	申込者→企業庁
②工業用水の給水に伴う条件等の調整等	両者（申込者と企業庁）
③工業用水給水申込書の提出	申込者→企業庁
④給水承認（基本使用水量承認通知書）	申込者←企業庁
⑤工業用水の給水に伴う条件等に関する契約の締結	両者（申込者と企業庁）
⑥工業用水道施設（配水、給水施設）の工事施工	企業庁
⑦受水施設の工事施工	申込者
⑧工業用水使用開始届の提出	申込者→企業庁
⑨給水開始	

新規の工業用水給水の申し込みにあたって

Ⅰ．給水申し込み水量

時間あたりで使用したい最大の水量（時間最大使用水量）を 1 日分に換算したものを基本使用水量（時間最大使用水量 ×24 時間）として、100 ㎥ / 日以上で給水をお申し込みいただけます。

Ⅱ．給水の対象

工業用水は製造業等（製造業（物品や食品の加工業を含む）、ガス供給業、電気供給業、熱供給業を指す）の事業所でご利用いただけます。

Ⅲ．給水のために必要な工事

1）工業用水道管からの分岐工事
　工業用水道管から分岐して公道上に設置する分岐バルブ（資産分界点）までの工事は、当庁で行います。
　この工事に係る費用は、原則、給水申込者（使用者）に負担していただくこととなります。

2）分岐バルブから敷地内へ給水するための工事
　原則、給水申込者（使用者）にて工事を実施していただきます。
　また、安定給水のため、受水槽の設置についてご協力をお願いします。

3）量水装置の設置工事
　量水装置の設置は、当庁の費用で実施いたします。
　ただし、この設置に必要な申込者方の土地、建物等は無償で使用させていただきます。

4）給水に必要な工事完了後の作業
　工事完了後、給水のために必要な施設の通水、洗管等は当庁が実施いたします。

Ⅳ．その他注意事項

1）お申し込みいただいた水量は、できる限り変動のないよう一定の水量でご使用ください。使用量の変動があまりにも大きい場合には、他ユーザーの給水圧力の低下、水質の悪化を招く恐れがあります。なお、使用量に著しい変動がある場合には、受水槽の設置又は増設、改良など改善等の措置を指示する場合があります。

2）水質については事前にご確認のうえ、給水申込みをお願いします。
（サンプル水が必要な場合には提供いたします。）

ダムカードをご存じですか？

三重県企業庁では、「伊坂ダム」「山村ダム」を訪れた方に、ダムカードをお配りしています。
この２つのダムは、工業用水道の専用貯水池としての役割を担っています。
北伊勢の工業と人々の暮らしを支えるダムを見に、ぜひお越しください。

☆ 配布先 ☆
伊坂ダムサイクルパーク管理事務所
定休日毎週金曜日(祝日は営業、翌週月曜日が休業日)
TEL/FAX059-364-1546
〒512-8064 三重県四日市市伊坂町157-2

企業庁の窓口

工業用水の給水に関するご相談・ご意見・お問合わせは、工業用水道事業課と施設を管理する下記の事務所でお受けいたしております。
また、三重県の工業用水道についての詳しい情報は、三重県企業庁ホームページ内の「工業用水道事業」において提供しております。

ホームページ　https://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/

企業庁工業用水道事業課	〒514-8570　津市広明町１３番地 ＴＥＬ　059-224-2835 ＦＡＸ　059-224-3043 e-mail　kigyoko@pref.mie.lg.jp
北勢水道事務所 配水運営部　工水保全課 （北伊勢工業用水道関係）	〒510-0075　四日市市安島２丁目７-１５ ＴＥＬ　059-351-1562 ＦＡＸ　059-351-1566 e-mail　suidoh@pref.mie.lg.jp
中勢水道事務所　配水課 （中伊勢、松阪工業用水道関係）	〒515-2504　津市一志町高野１９９６ ＴＥＬ　059-295-0203 ＦＡＸ　059-295-0210 e-mail suidoc@pref.mie.lg.jp

みえの工業用水道

令和 8 年 6 月発行

三重県企業庁工業用水道事業課
〒514-8570　津市広明町13番地
電話　０５９－２２４－２８３５
ＦＡＸ ０５９－２２４－３０４３